

「特定技能1号」に係る提出書類一覧表

(在留資格変更許可申請用)

<申請に当たっての留意事項>

1 入管庁HPに掲載している特定技能外国人の在留諸申請に係る提出書類一覧・確認表の、申請人に関する必要書類：①「**第1表（表紙を含む）**」、所属機関に関する必要書類：②「**第2表の1～3のいずれか**」、分野に関する必要書類：③「**第3表の1～17のいずれか**」の3種類から該当するものを選択した上で、それぞれに記載しているものを提出してください（以下「**提出書類一覧表**」と表記。）。

※**同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている機関については、第2表の書類は提出不要です。**

2 提出書類は**片面・A4サイズで印刷（原本を除く。）**してください。なお、**原本の提出が必要なものについては、発行後3か月以内のもの、有効期限があるものについては、有効期限内のものに**限ります。また、**提出書類が外国語で作成されている場合は、日本語の訳文を添付**してください。

なお、原則として提出された書類は返却できませんので、返却を希望する場合は申請時に申し出てください。

3 提出書類は、**提出書類一覧表を先頭に番号順**に並べた上で、**提出確認欄の「有」又は「無」のいずれかに○**を付けてください（以下「**提出書類一式**」と表記。）。

4 **同一の受入れ機関で受け入れる複数の申請人について同時に申請**する場合は、第1表の項番1の「**申請人名簿**」を先頭にした上で、**申請人ごとの提出書類一式（2人目以降の申請人についても提出書類一覧表を作成。）を1件ずつクリップ等（ホッチキス不可。）**で綴じ、**申請人名簿順**に並べて提出してください。なお、特定技能所属機関概要書や登記事項証明書など先頭の申請人の提出書類と内容も含めて書類が同じ場合は省略して差し支えありません。

5 過去の在留諸申請で提出済みの**提出を省略することができる書類（「提出の要否」に「△」と記載され、「留意事項」を満たすもの。）**については、「過去に提出した申請情報」の欄に、当該書類を過去に提出した**申請年月日及び受付番号**、又は**申請年月日及び在留カード番号**のいずれかを記載してください（記載例：「2021年・東労三C1」）。なお、在留カード番号については、在留カードの表面の右上に記載してあります。

6 参考様式については必ず使用しなければならないものではありませんが、使用しない場合は同様の内容が記載された書類を提出してください。

※参考様式掲載URL https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00020.html

7 審査の過程で、必要に応じて提出書類一覧表に記載している書類以外にも提出を求めることがあります。



8 弁護士及び行政書士以外の方が、官公署に提出する申請書等の書類の作成を報酬を得て業として行うことは、行政書士法違反に当たるおそれがあるのでご留意願います。

9 申請書の書き方、必要書類等についての御質問は、「外国人在留総合インフォメーションセンター」へお問い合わせください。

TEL：0570-013904（IP電話・海外から：03-5796-7112）

10 提出書類が揃っていない申請の場合、大幅に審査が遅れる、又は不利益処分となり得る可能性があるのでご留意ください。

申請人の氏名

特定技能所属機関の名称

申請人に関する必要書類（特定技能 1 号・在留資格変更許可申請）

<第 1 表>

番号	必要書類	様式番号 又は 発行機関	提出 の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄	
					○を 記載	過去に提出した申請情報		
1	申請人名簿	－	△	※複数の外国人について、同一の受入れ機関で受け入れ、同時に申請する場合は必要。	有	無		有 無
2	「特定技能 1 号」に係る提出書類一覧表 （在留資格変更許可申請用）	－	○	※該当書類 ①第 1 表（表紙を含む） ②第 2 表の 1～3 のいずれか ③第 3 表の 1～17 のいずれか	有	無		有 無
3	在留資格変更許可申請書	別記第 30 号 様式	○	※申請前 6 か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明な申請人の写真（縦 4 cm×横 3 cm、写真の裏面に申請人の氏名を記載。）の貼付が必要。	有	無		有 無
4	（1）特定技能外国人の報酬に関する説明書	参考様式 第 1-4 号	△	※同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている機関又は一定の実績があり適正な受入れが見込まれる機関については省略可。	有	無		有 無
	（2）賃金規程の写し	－	△	※賃金規程に基づき報酬を決定した場合は必要。 ※同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている機関又は一定の実績があり適正な受入れが見込まれる機関については省略可。	有	無		有 無
5	特定技能雇用契約書の写し	参考様式 第 1-5 号	○	※申請人の署名及び申請人が十分に理解できる言語での記載が必要。	有	無		有 無
6	（1）雇用条件書の写し	参考様式 第 1-6 号	○	※申請人の署名及び申請人が十分に理解できる言語での記載が必要。	有	無		有 無
	（2）賃金の支払の写し	参考様式 第 1-6 号別紙	○	※申請人が十分に理解できる言語での記載が必要。	有	無		有 無
	（3）申請人が十分に理解できる言語が併記された年間カレンダーの写し	－	△	※ 1 年単位の変形労働時間制を採用している場合は必要。	有	無		有 無
	（4）1 年単位の変形労働時間制に関する協定書の写し	－	△	※ 1 年単位の変形労働時間制を採用している場合は必要。	有	無		有 無
7	（1）雇用の経緯に係る説明書	参考様式 第 1-16 号	△	※同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている機関又は一定の実績があり適正な受入れが見込まれる機関については省略可。 ※申請人の署名及び申請人が十分に理解できる言語での記載が必要。	有	無		有 無
	（2）職業紹介事業者に関する「人材サービス総合サイト（厚生労働省職業安定局ホームページ）」の画面を印刷したもの。	－	△	※雇用契約の成立をあっせんする者がいる場合は必要。 ※同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている機関又は一定の実績があり適正な受入れが見込まれる機関については省略可。	有	無		有 無
8	（1）健康診断個人票	参考様式 第 1-3 号	○	※参考様式の検診項目を全て網羅しているものが必要。 ※外国語で作成されている場合は、日本語訳も必要。	有	無		有 無
	（2）受診者の申告書	参考様式 第 1-3 号別紙	○	※健康診断受診後に作成。	有	無		有 無
9	全ての納期が経過している直近 1 年度分の申請人の個人住民税の納税証明書 例①：令和 7 年度に課税されている個人住民税について、納期が経過しておらず、全て納付していない場合、賦課年度が令和 6 年度の納税証明書 例②：令和 7 年度に課税されている個人住民税について、全て納付している又は納税緩和措置の適用を受けている場合、賦課年度が令和 7 年度の納税証明書	市区町村	△	※過去 1 年以内の申請人の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がないものに限る。）の場合は省略可。 ※納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合で、当該適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときは、当該適用に係る通知書の写しも必要。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有 無

番号	必要書類	様式番号 又は 発行機関	提出 の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					○を 記載	過去に提出した申請情報	
10	課税年度が納税証明書の賦課年度と同一年度の申請人の個人住民税の課税証明書 例①の場合、令和 6 年度課税証明書（令和 5 年分の給与所得） 例②の場合、令和 7 年度課税証明書（令和 6 年分の給与所得）	市区町村	△	※過去 1 年以内の申請人の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がないものに限る。）の場合は省略可。	有無	・申請年月日 ・受付番号	有無
11	課税証明書と同一年の申請人の給与所得の源泉徴収票の写し 例①の場合、令和 5 年分の給与所得の源泉徴収票の写し 例②の場合、令和 6 年分の給与所得の源泉徴収票の写し	－	△	※過去 1 年以内の申請人の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がないものに限る。）の場合は省略可。 ※複数の源泉徴収票があって、当該年の最後の勤務先において年末調整をしていない場合は、確定申告の上、税務署発行の納税証明書（その 3）も必要。 ※該当税目 ①源泉所得税及び復興特別所得税 ②申告所得税及び復興特別所得税 ③消費税及び地方消費税 ④相続税 ⑤贈与税 ※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある税目についての納税証明書（その 1）も必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号	有無
12	以下のいずれかの書類 ・申請人のマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し ・申請人の資格確認書の写し	－	△	※申請時点で申請人が国民健康保険の被保険者である場合は必要。 ※過去 1 年以内の申請人の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がないものに限る。）の場合は省略可。 ※保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号	有無
13	直近 1 年度分の申請人の国民健康保険料（税）納付証明書	市区町村	△	※申請時点で申請人が国民健康保険の被保険者である場合は必要。 ※過去 1 年以内の申請人の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がないものに限る。）の場合は省略可。 ※保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。 ※納付や換価の猶予を受けている場合で、国民健康保険料（税）納付証明書にその旨の記載がないときは、これらに係る通知書の写しも必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号	有無
14	申請人の被保険者記録照会回答票	日本年金機構 又は 年金事務所	△	※申請時点で申請人が国民年金の被保険者である場合は必要。 ※申請日の属する月の前々月までの 2 4 か月分の申請人の国民年金保険料領収証書の写しを提出する場合は省略可。 ※過去 1 年以内の申請人の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がないものに限る。）の場合は省略可。 ※基礎年金番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号	有無
15	以下のいずれかの書類 ・申請人の被保険者記録照会（納付Ⅱ） ・申請日の属する月の前々月までの 2 4 か月分の申請人の国民年金保険料領収証書の写し	日本年金機構 又は 年金事務所	△	※申請時点で申請人が国民年金の被保険者である場合は必要。 ※過去 1 年以内の申請人の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がないものに限る。）の場合は省略可。 ※基礎年金番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。 ※ 2 0 2 5 年 4 月申請の場合は、2 0 2 3 年 3 月～2 0 2 5 年 2 月分が必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号	有無

番号	必要書類	様式番号 又は 発行機関	提出 の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					○を 記載	過去に提出した申請情報	
16	前回申請時に履行すべきであった公的義務に係る書類	－	△	※前回申請時、納税義務や社会保険制度上の義務を履行することができないとして、項番 1 7 の書類を提出し、公的義務の履行を誓約した場合は必要。 ※前回申請時に提出すべきであった納税証明書や納税緩和措置の適用に係る通知書の写しなども必要。	有	無	有 無
17	公的義務履行に関する誓約書	参考様式 第1-26号	△	※項番 9、1 1、1 3、1 5 のいずれかに滞納がある場合は必要。	有	無	有 無
18	1 号特定技能外国人支援計画書	参考様式 第1-17号	○	※申請人の署名及び申請人が十分に理解できる言語での記載が必要。	有	無	有 無
19	登録支援機関との支援委託契約に関する説明書	参考様式 第1-25号	△	※支援計画の実施の全部を登録支援機関に委託する場合は必要。	有	無	有 無
20	二国間取決において定められた遵守すべき手続に係る書類	－	△	※対象の国籍は、カンボジア、タイ、ベトナム（令和 8 年 8 月現在。）。 ※詳細は入管庁HPを参照。 https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri05_00021.html	有	無	有 無

※同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている機関については、以下の書類は提出不要。

※過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、各種届出を電子届出で行う、在留諸申請をオンラインで行った所属機関が対象。

※提出可能な書類がない場合は、第2表の2又は3に記載する書類の提出が必要。

番号	必要書類		様式番号 又は 発行機関	提出 の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄	
						○を 記載	過去に提出した申請情報		
1	① ② ③ ④ ⑤ の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①日本の証券取引所に上場している企業又は保険業を営む相互会社の場合	－	○		有	無		有 無
		②高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）の場合	－	○	※補助金交付決定通知書の写しなどが必要。	有	無		有 無
		③一定の条件を満たす企業等の場合	－	○	※認定証の写しなどが必要。	有	無		有 無
		④前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人の場合	税務署	○		有	無		有 無
		⑤申請時点で特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人	参考様式第1-11-1号	○	※「2 決算状況」以外の記載は省略可。	有	無		有 無
			－	○	※3年間継続して受け入れている、又は受け入れていた任意の特定技能外国人の、申請年月日及び受付番号、又は申請年月日及び在留カード番号「過去に提出した申請情報」の欄に記載。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有 無
		書類省略に当たった誓約書	参考様式第1-29号	○		有	無		有 無

※同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている機関については、以下の書類は提出不要。

番号	必要書類			様式番号 又は 発行機関	提出 の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄		
							○を 記載	過去に提出した申請情報				
1	特定技能所属機関概要書			参考様式 第1-11-1号	○		有	無			有	無
2	① ② ③ の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①過去2年間に 入管法別表第1 の1の表、2の 表及び5の表の 上欄の在留資格 をもって在留す る中長期在留者 の受入れ又は管 理を適正に行っ た実績があり、 かつ、役員又は 職員の中から、 支援責任者及び 外国人に特定技 能雇用契約に基 づく活動をさせ る事業所ごとに 1名以上の支援 担当者を選任し ている場合	受け入れた中長期在留者リスト	参考様式 第1-11-2号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託しない場合 は必要。	有	無			有	無
		②役員又は職員 であって過去2 年間に入管法別 表第1の1の 表、2の表及び 5の表の上欄の 在留資格をもっ て在留する中長 期在留者の生活 相談業務を行った中長期在留者リスト		参考様式 第1-11-3号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託しない場合 は必要。	有	無			有	無
		支援責任者の履歴書		参考様式 第1-20号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託しない場合 は必要。	有	無			有	無
		支援担当者の履歴書		参考様式 第1-22号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託しない場合 は必要。	有	無			有	無

	③①又は②と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認められる役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任している場合	①又は②の者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であることの説明書	－	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託しない場合は必要。	有	無		有	無
		上記説明書の立証資料	－	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託しない場合は必要。	有	無		有	無
3	登記事項証明書		法務局	○		有	無		有	無
4	業務執行に関与する役員の住民票の写し		市区町村	○	※マイナンバーの記載がなく、本籍地の記載があるものが必要。	有	無		有	無
5	特定技能所属機関の役員に関する誓約書		参考様式第1-23号	△	※特定技能外国人の受入れに関する業務執行に関与しない役員がいる場合は必要。	有	無		有	無
6	労働保険料等納付証明書（未納なし証明）		労働局	○	※納付や換価の猶予を受けている場合は、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有	無		有	無
7	以下のいずれかの書類 ・ 社会保険料納入状況回答票 ・ 申請日の属する月の前々月までの24か月分の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し		日本年金機構 又は 年金事務所	○	※2025年4月申請の場合は、2023年3月～2025年2月分が必要。 ※納付や換価の猶予を受けている場合で、社会保険料納入状況照会回答票にその旨の記載がないときは、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有	無		有	無
8	納税証明書（その3）		税務署	○	※該当税目 ①源泉所得税及び復興特別所得税 ②法人税 ③消費税及び地方消費税 ※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある税目についての納税証明書（その1）も必要。	有	無		有	無
9	直近2年度分の法人住民税の納税証明書		市区町村	○	※納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合で、当該適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときは、当該適用に係る通知書の写しも必要。	有	無		有	無

※同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている機関については、以下の書類は提出不要。

番号	必要書類			様式番号 又は 発行機関	提出 の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄		
							○を 記載	過去に提出した申請情報				
1	特定技能所属機関概要書			参考様式 第1-11-1号	○		有	無			有	無
2	① ② ③ の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①過去2年間に 入管法別表第1 の1の表、2の 表及び5の表の 上欄の在留資格 をもって在留す る中長期在留者 の受入れ又は管 理を適正に行っ た実績があり、 かつ、役員又は 職員の中から、 支援責任者及び 外国人に特定技 能雇用契約に基 づく活動をさせ る事業所ごとに 1名以上の支援 担当者を選任し ている場合	受け入れた中長期在留者リスト	参考様式 第1-11-2号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託しない場合 は必要。	有	無			有	無
		②役員又は職員 であって過去2 年間に入管法別 表第1の1の 表、2の表及び 5の表の上欄の 在留資格をもっ て在留する中長 期在留者の生活 相談業務を行った中長期在留者リスト	生活相談業務を行った中長期在留者リスト	参考様式 第1-11-3号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託しない場合 は必要。	有	無			有	無
		支援責任者の履歴書	支援責任者の履歴書	参考様式 第1-20号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託しない場合 は必要。	有	無			有	無
		支援担当者の履歴書	支援担当者の履歴書	参考様式 第1-22号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託しない場合 は必要。	有	無			有	無

※同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている機関については、以下の書類は提出不要。

番号	必要書類			様式番号 又は 発行機関	提出 の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○を 記載		過去に提出した申請情報		
		③①又は②と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認められる役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任している場合	①又は②の者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であることの説明書	－	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託しない場合は必要。	有	無		有	無
			上記説明書の立証資料	－	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託しない場合は必要。	有	無		有	無
3	個人事業主の住民票の写し			市区町村	○	※マイナンバーの記載がなく、本籍地の記載があるものが必要。	有	無		有	無
4	①又は②のいずれか該当する書類が必要	①労働保険の適用事業所の場合	労働保険料等納付証明書（未納なし証明）	労働局	○	※納付や換価の猶予を受けている場合は、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有	無		有	無
		②労働保険の適用事業所でない場合	労災保険に代わる民間保険の加入を証明する資料	－	○		有	無		有	無

※同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている機関については、以下の書類は提出不要。

番号	必要書類			様式番号 又は 発行機関	提出 の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○を 記載		過去に提出した申請情報		
5	① 又は ② の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合	以下のいずれかの書類 ・社会保険料納入状況回答票 ・申請日の属する月の前々月までの24か月分の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し	日本年金機構 又は 年金事務所	○	※2025年4月申請の場合は、2023年3月～2025年2月分が必要。 ※納付や換価の猶予を受けている場合で、社会保険料納入状況照会回答票にその旨の記載がないときは、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有	無		有	無
		②健康保険・厚生年金保険の適用事業所でない場合	以下のいずれかの書類 ・個人事業主のマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し ・個人事業主の資格確認書の写し	-	○	※保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。	有	無		有	無
			直近2年度分の個人事業主の国民健康保険料（税）納付証明書	市区町村	○	※保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。 ※納付や換価の猶予を受けている場合で、国民健康保険料（税）納付証明書にその旨の記載がないときは、これらに係る通知書の写しも必要。	有	無		有	無
			個人事業主の被保険者記録照会回答票	日本年金機構 又は 年金事務所	△	※申請日の属する月の前々月までの24か月分の個人事業主の国民年金保険料領収証書の写しを提出する場合は省略可。 ※基礎年金番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。	有	無		有	無
			以下のいずれかの書類 ・個人事業主の被保険者記録照会（納付Ⅱ） ・申請日の属する月の前々月までの24か月分の個人事業主の国民年金保険料領収証書の写し	日本年金機構 又は 年金事務所	○	※基礎年金番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。 ※2025年4月申請の場合は、2023年3月～2025年2月分が必要。	有	無		有	無
6	個人事業主の納税証明書（その3）			税務署	○	※該当税目 ①源泉所得税及び復興特別所得税 ②申告所得税及び復興特別所得税 ③消費税及び地方消費税 ④相続税 ⑤贈与税 ※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある税目についての納税証明書（その1）も必要。	有	無		有	無
7	直近2年度分の個人事業主の個人住民税の納税証明書			市区町村	○	※納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合で、当該適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときは、当該適用に係る通知書の写しも必要。	有	無		有	無

番号	必要書類		様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄	
						○を 記載	過去に提出した申請情報		
1	①く④のいずれか該当する書類が必要	①申請人が介護福祉士養成施設修了者の場合	介護福祉士養成施設の卒業証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有無	・申請年月日 ・受付番号	有無
		②申請人がEPA介護福祉士候補者として4年間の在留期間を満了した者の場合（EPA介護福祉士候補者として就労・研修を3年10か月以上修了し、介護福祉士国家試験について、合格基準点の5割以上の得点があること及び全ての試験科目群で得点があること）	直近の介護福祉士国家試験の結果通知書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有無	・申請年月日 ・受付番号	有無
		③申請人が技能実習2号良好修了者（2年10か月以上）の場合	以下のいずれかの書類 ・介護技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調査	参考様式第1-2号 ※評価調査のみ	△	※試験免除の対象となる技能実習の職種、作業は、介護職種、介護作業。 ※所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合で、技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去1年以内に受けていないときは省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※技能実習生に関する評価調査の発行が受けられない場合は、申請前に地方出入国在留管理局に要相談。	有無	・申請年月日 ・受付番号	有無
		④申請人が①～③のいずれにも該当しない場合	介護技能評価試験の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有無	・申請年月日 ・受付番号	有無
			介護日本語評価試験の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有無	・申請年月日 ・受付番号	有無
			以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習2号良好修了者（2年10か月以上）の場合は省略可であるが、技能実習2号良好修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有無	・申請年月日 ・受付番号	有無
2	介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書		分野参考様式第1-1号	○			有無		有無
3	介護分野における業務を行わせる事業所の概要書		分野参考様式第1-2号	○			有無		有無
4	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）		協議会	○	※裏面に就業場所の事業所名や種別コード等が記載されているものが必要。		有無		有無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄		
							○を 記載	過去に提出した申請情報				
1	①又は②のいずれか該当する書類が必要	①申請人が技能実習２号良好修了者（２年１０か月以上）の場合	以下のいずれかの書類 ・ビルクリーニング技能検定（３級）の実技試験の合格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式第1-2号 ※評価調書のみ	△	※試験免除の対象となる技能実習の職種、作業は、ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業。 ※所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合で、技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去１年以内に受けていないときは省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が受けられない場合は、申請前に地方出入国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号		有	無
		②申請人が①に該当しない場合	ビルクリーニング分野特定技能１号評価試験の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号		有	無
				以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（Ｎ４以上）の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習２号良好修了者（２年１０か月以上）の場合は省略可であるが、技能実習２号良好修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号		有
2	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書			分野参考様式第2-1号	○		有	無			有	無
3	以下のいずれかの書類 ・建築物清掃業登録証明書の写し ・建築物環境衛生総合管理業登録証明書の写し			－	△	※当該登録を受けていることが記載された「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」（当該登録の有効期限内のものに限る。）を提出している場合は省略可。 ※受け入れている任意の外国人に係る過去３年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号		有	無
4	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）			協議会	○		有	無			有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄		
							○を 記載	過去に提出した申請情報				
1	① 又は ② の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習2号良好修 了者（2年10 か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・技能実習評価試験（専門級） の実技試験の合格証明書の写し ・技能検定3級の実技試験の合 格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、「特定の分野に係る特定技 能外国人受入れに関する運用要領-工業製 品製造業分野の基準について-」の別表を 参照。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去1年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
		②申請人が①に 該当しない場合	製造分野特定技能1号評価試験 の合格証明書の写し又は結果通 知書の写し	－	△	※対象となる業務区分は、「特定の分野 に係る特定技能外国人受入れに関する運 用要領-工業製品製造業分野の基準につい て-」の別表を参照。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
			以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N4以上） の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習2号 良好修了者（2年10か月以上）の場合 は省略可であるが、技能実習2号良好修 了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
2	工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れに 関する誓約書			分野参考様式 第3-1号	○		有	無			有	無
3	JAIMEのホームページに掲載されているJAIMEの構成員名 簿を印刷したもの（特定技能所属機関及び申請人の就業 場所の名称が掲載されているもの）			JAIME	○		有	無			有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄			
							○を 記載	過去に提出した申請情報				
1	① 又は ②の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習 2 号良好修 了者（2 年 1 0 か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・ 技能実習評価試験（専門級） の実技試験の合格証明書の写し ・ 技能検定 3 級の実技試験の合 格証明書の写し ・ 技能実習生に関する評価調書	参考様式 第 1-2 号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、「特定の分野に係る特定技 能外国人受入れに関する運用要領-建設分 野の基準について-」の別表を参照。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去 1 年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無	
		②申請人が①に 該当しない場合	以下のいずれかの書類 ・ 建設分野特定技能 1 号評価試 験の合格証明書の写し ・ 技能検定 3 級の合格証明書の 写し	－	△	※対象となる業務区分は、「特定の分野 に係る特定技能外国人受入れに関する運 用要領-建設分野の基準について-」の別 表を参照。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無	
			以下のいずれかの書類 ・ 日本語能力試験（N 4 以上） の合格証明書の写し ・ 国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習 2 号 良好修了者（2 年 1 0 か月以上）の場合 は省略可であるが、技能実習 2 号良好修 了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無	
2	建設特定技能受入計画の認定証の写し			－	○	※国土交通省地方整備局での手続きが必 要。 ※申請人の名前が記載されているものが 必要。	有	無			有	無
3	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書			分野参考様式 第 6-1 号	○		有	無			有	無

番号	必要書類			様式番号又は発行機関	提出の要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○を記載	過去に提出した申請情報			
1	①又は②のいずれか該当する書類が必要	①申請人が技能実習2号良好修了者（2年10か月以上）の場合	以下のいずれかの書類 ・技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し ・技能検定3級の実技試験の合格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式第1-2号 ※評価調書のみ	△	※試験免除の対象となる技能実習の職種、作業は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」の別表を参照。 ※所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合で、技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去1年以内に受けていないときは省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が受けられない場合は、申請前に地方出入国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		②申請人が①に該当しない場合	以下のいずれかの書類 ・造船・船用工業分野特定技能1号試験の合格証明書の写し ・技能検定3級の合格証明書の写し	－	△	※対象となる業務区分は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・船用工業分野の基準について-」の別表を参照。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
			以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習2号良好修了者（2年10か月以上）の場合は省略可であるが、技能実習2号良好修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
2	造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）			分野参考様式第7-1号	○		有	無		有	無
3	造船・船用工業事業者の確認通知書			国土交通省	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
4	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）			協議会	○		有	無		有	無
5	造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）			分野参考様式第7-2号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無		有	無
6	協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）			協議会	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無		有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○を 記載	過去に提出した申請情報			
1	① 又は ② の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習 2 号良好修 了者（2 年 1 0 か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・ 外国人自動車整備技能実習評 価試験（専門級）の合格証明書 の写し ・ 外国人自動車整備技能実習評 価試験（専門級）の実技試験の 結果通知書の写し ・ 技能検定 3 級の実技試験の合 格証明書の写し ・ 技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、自動車整備職種、自動車整 備作業。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去 1 年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
		②申請人が①に 該当しない場合	以下のいずれかの書類 ・ 自動車整備分野特定技能 1 号 評価試験の合格証明書の写し ・ 自動車整備士技能検定 3 級の 合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
			以下のいずれかの書類 ・ 日本語能力試験（N 4 以上） の合格証明書の写し ・ 国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習 2 号 良好修了者（2 年 1 0 か月以上）の場 合は省略可であるが、技能実習 2 号良好 修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
2	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに 関する誓約書（特定技能所属機関）			分野参考様式 第8-1号	○		有	無		有	無
3	特定技能所属機関の以下のいずれかの書類 ・ 受付印のある自動車整備分野特定技能協議会入会届 出書兼構成員資格証明書 ・ 受付印のある自動車整備分野特定技能協議会構成員 資格証明書発行申請書			協議会	○		有	無		有	無
4	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに 関する誓約書（登録支援機関）			分野参考様式 第8-2号	△	※登録支援機関に、1 号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託する場合は 必要。	有	無		有	無
5	登録支援機関の支援責任者や支援担当者などの外国人 の支援を行う者の以下のいずれかの書類 ・ 1 級又は 2 級の自動車整備士技能検定合格証の写し ・ 自動車整備士の養成施設において 5 年以上の指導に 係る実務の経験を有することがわかる実務経験証明書			分野参考様式 第8-3号 ※実務経験証 明書のみ	△	※登録支援機関に、1 号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託する場合は 必要。 ※受け入れている任意の外国人に係る過 去の在留諸申請において提出済み（現在 もその内容に変更がなく、有効期限内 のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号又は在留カード 番号	有	無
6	登録支援機関の以下のいずれかの書類 ・ 受付印のある自動車整備分野特定技能協議会入会届 出書兼構成員資格証明書 ・ 受付印のある自動車整備分野特定技能協議会構成員 資格証明書発行申請書			協議会	△	※登録支援機関に、1 号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託する場合は 必要。	有	無		有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
							○を 記載	過去に提出した申請情報			
1	① ② ③ の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習 2 号良好修 了者（2 年 1 0 か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・ 空港グランドハンドリング技 能実習評価試験（専門級）の合 格証明書の写し ・ 技能実習生に関する評価調書	参考様式 第 1-2 号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、「特定の分野に係る特定技 能外国人受入れに関する運用要領-航空分 野の基準について-」の別表を参照。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去 1 年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
		②申請人が航空 機整備区分に従 事する場合	航空分野特定技能 1 号評価試験 （航空機整備）の合格証明書の 写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
			以下のいずれかの書類 ・ 日本語能力試験（N 4 以上） の合格証明書の写し ・ 国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習 2 号 良好修了者（2 年 1 0 か月以上）の場 合は省略可であるが、技能実習 2 号良好 修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
		③申請人が①又 は②のいずれに も該当しない場 合	航空分野特定技能 1 号評価試験 （空港グランドハンドリング） の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
			以下のいずれかの書類 ・ 日本語能力試験（N 4 以上） の合格証明書の写し ・ 国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習 2 号 良好修了者（2 年 1 0 か月以上）の場 合は省略可であるが、技能実習 2 号良好 修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
2	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約 書（特定技能所属機関）			分野参考様式 第 9-1 号	○		有	無		有	無
3	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機 関）			協議会	○		有	無		有	無
4	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約 書（登録支援機関）			分野参考様式 第 9-2 号	△	※登録支援機関に、1 号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託する場合は 必要。	有	無		有	無
5	協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）			協議会	△	※登録支援機関に、1 号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託する場合は 必要。	有	無		有	無
6	特定技能所属機関の以下のいずれかの書類 ・ 成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国 人材活用協議会構成員加入通知書の写し ・ 成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国 人材活用協議会構成員資格証明書の写し				△	※国家戦略特別区域航空物流外国人材活 用事業として国家戦略特別区域内の保税 蔵置場又は総合保税地域において業務に 従事する場合は必要。 ※受け入れている任意の外国人に係る過 去 3 年以内の在留諸申請において提出済 み（現在もその内容に変更がなく、有効 期限内のものに限る。）の場合は省略 可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号又は在留カード 番号	有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄		
							○を 記載	過去に提出した申請情報				
1	① 又は ②の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習 2 号良好修 了者（2 年 1 0 か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・ 宿泊技能実習評価試験（専門 級）の合格証明書の写し ・ 技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、宿泊職種、接客・衛生管理 作業。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去 1 年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号		有	無
		②申請人が①に 該当しない場合	・ 宿泊分野特定技能 1 号評価試 験の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号		有	無
			以下のいずれかの書類 ・ 日本語能力試験（N 4 以上） の合格証明書の写し ・ 国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習 2 号 良好修了者（2 年 1 0 か月以上）の場合 は省略可であるが、技能実習 2 号良好修 了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号		有	無
2	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）			分野参考様式 第10-1号	○		有	無			有	無
3	旅館・ホテル営業の営業許可証の写し			－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去 3 年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※申請人が従事することとなる事業所に係るものが必要（原則営業許可の名宛人が特定技能所属機関と同一のものに限る。ただし、営業許可の名宛人が特定技能所属機関の役職員の場合は、当該名宛人の雇用契約書の写しや登記簿の写し等が必要。）。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号又は在留カード番号		有	無
4	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）			協議会	○		有	無			有	無
5	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）			分野参考様式 第10-2号	△	※登録支援機関に、1 号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無			有	無
6	協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）			協議会	△	※登録支援機関に、1 号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無			有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄	
							○を 記載	過去に提出した申請情報		
1	①申請人がトラック運転者区分に従事する場合	自動車運送業分野特定技能 1 号 評価試験（トラック）の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
		第一種運転免許証の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
		以下のいずれかの書類 ・ 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し ・ 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習 2 号良好修了者（2 年 1 0 か月以上）の場合は省略可であるが、技能実習 2 号良好修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
	②申請人がタクシー運転者区分に従事する場合	自動車運送業分野特定技能 1 号 評価試験（タクシー）の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
		第二種運転免許証の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
		日本語能力試験（N 3 以上）の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
		新任運転者研修の修了を証する書類	業界団体	○		有	無		有	無
	③申請人がバス運転者区分に従事する場合	自動車運送業分野特定技能 1 号 評価試験（バス）の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
		第二種運転免許証の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
		日本語能力試験（N 3 以上）の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
		新任運転者研修の修了を証する書類	業界団体	○		有	無		有	無
2	自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）		分野参考様式 第15-1号	○		有	無		有	無
3	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）		協議会	○		有	無		有	無
4	自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）		分野参考様式 第15-2号	△	※登録支援機関に、1 号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無		有	無
5	協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）		協議会	△	※登録支援機関に、1 号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無		有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○を 記載	過去に提出した申請情報			
1	① ② ③ の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習 2 号良好修 了者（2 年 1 0 か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・技能実習評価試験（専門級） の実技試験の合格証明書の写し ・技能検定 3 級の実技試験の合 格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、「特定の分野に係る特定技 能外国人受入れに関する運用要領-鉄道分 野の基準について-」の別表を参照。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去 1 年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		②申請人が運輸 係員区分に従事 する場合	鉄道分野特定技能 1 号評価試験 （鉄道分野：運輸係員）の合格 証明書の写し	-	△	※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
			日本語能力試験（N 3 以上）の 合格証明書の写し	-	△	※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		③申請人が①又 は②のいずれに も該当しない場 合	以下のいずれかの書類 ・鉄道分野特定技能 1 号評価試 験の合格証明書の写し ・技能検定 3 級の合格証明書の 写し	-	△	※対象となる業務区分は、「特定の分野 に係る特定技能外国人受入れに関する運 用要領-鉄道分野の基準について-」の別 表を参照。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
			以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N 4 以上） の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	-	△	※職種・作業にかかわらず技能実習 2 号 良好修了者（2 年 1 0 か月以上）の場合 は省略可であるが、技能実習 2 号良好修 了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		3	鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約 書（特定技能所属機関）			分野参考様式 第16-1号	○		有	無	
4	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機 関）			協議会	○		有	無		有	無
5	鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約 書（登録支援機関）			分野参考様式 第16-2号	△	※登録支援機関に、1 号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託する場合は 必要。	有	無		有	無
6	協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）			協議会	△	※登録支援機関に、1 号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託する場合は 必要。	有	無		有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○を 記載	過去に提出した申請情報			
1	① 又は ②の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習2号良好修 了者（2年10 か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・農業技能評価試験（専門級） の実技試験の合格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、「特定の分野に係る特定技 能外国人受入れに関する運用要領-農業分 野の基準について-」の別表を参照。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去1年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		②申請人が①に 該当しない場合	1号農業技能測定試験の合格証 明書の写し	－	△	※対象となる業務区分は、「特定の分野 に係る特定技能外国人受入れに関する運 用要領-農業分野の基準について-」の別 表を参照。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
			以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N4以上） の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習2号 良好修了者（2年10か月以上）の場合 は省略可であるが、技能実習2号良好修 了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
2	農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入 れを行う特定技能所属機関に係る誓約書			分野参考様式 第11-1号	○		有	無		有	無
3	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機 関）			協議会	○		有	無		有	無
4	登録支援機関誓約書			分野参考様式 第11-4号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託する場合は 必要。	有	無		有	無

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○を 記載	過去に提出した申請情報			
1	① 又 は ② の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習２号良好修 了者（２年１０ か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・ 農業技能評価試験（専門級） の実技試験の合格証明書の写し ・ 技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書の み	△	※対象となる職種、作業については、 「特定の分野に係る特定技能外国人受入 れに関する運用要領-農業分野の基準につ いて-」の別表を参照。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去１年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
		②申請人が①に 該当しない場合	１号農業技能測定試験の合格証 明書の写し	－	△	※対象となる業務区分は、「特定の分野 に係る特定技能外国人受入れに関する運 用要領-農業分野の基準について-」の別 表を参照。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
			以下のいずれかの書類 ・ 日本語能力試験（N４以上） の合格証明書の写し ・ 国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習２号 良好修了者（２年１０か月以上）の場 合は省略可であるが、技能実習２号良好 修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号	有	無
2	農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを 行う特定技能所属機関に係る誓約書			分野参考様式 第11-3号	○		有	無		有	無

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類		様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄		
						○を 記載	過去に提出した申請情報				
3	①く⑤のいずれか該当する書類が必要	①派遣元について、農業又は農業に関連する業務を行っている場合	定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営農証明書、耕作証明書、農畜産物の出荷に係る伝票や納品書の写し、決算関係書類など農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		②派遣元について、地方公共団体等が資本金の過半数を出資している機関である場合	有価証券報告書、株主名簿の写しなど資本金の出資者を明らかにする書類	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※農業を行っている者などが資本金の過半数を出資している場合も必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		③派遣元について、地方公共団体の職員等が役員として在籍している場合	役員名簿など地方公共団体の職員等が役員として在籍していることが確認できる書類	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※農業を行っている者などが役員である場合も必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		④派遣元について、地方公共団体等が実質的に業務執行に関与している場合	業務方法書、組織体制図など実質的に業務執行に関与していることが確認できる書類	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※農業を行っている者などが実質的に業務執行に関与している場合も必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		⑤派遣元について、国家戦略特別区域法に規定する特定機関である場合	特定機関基準適合通知書の写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。			・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
派遣契約書の写し、巡回指導・監査の結果報告書の写しなど適正に外国人農業支援人材を派遣したことがあることが確認できる書類	－		△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無		
4	労働者派遣事業許可証の写し		－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無	
5	派遣計画書		参考様式第1-12号	○		有	無		有	無	
6	労働者派遣契約書の写し		－	○		有	無		有	無	
7	就業条件明示書の写し		参考様式第1-13号	○		有	無		有	無	
8	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）		協議会	○		有	無		有	無	
9	登録支援機関誓約書		分野参考様式第11-4号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無		有	無	

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類	様式番号又は発行機関	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					○を記載	過去に提出した申請情報	

以下派遣先に関する必要な書類

10	派遣先の概要書（農業分野）			参考様式 第1-14号	○		有	無		有	無
11	派遣先事業者誓約書			分野参考様式 第11-2号	○		有	無		有	無
12	① 又 は ② の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①労働保険の適用事業所で特定技能外国人を初めて受け入れる場合	労働保険料等納付証明書（未納なし証明）	労働局	○	※納付や換価の猶予を受けている場合は、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有	無		有	無
		②労働保険の適用事業所で特定技能外国人の受け入れを継続している場合	以下のいずれかの書類 ・直近2年分の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し ・直近2年分の労働保険料等納入通知書の写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
			上記に対応する以下のいずれかの書類 ・領収証書の写し ・口座振替結果通知ハガキの写し ・労働保険料等口座振替結果のお知らせの写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
13	以下のいずれかの書類 ・社会保険料納入状況回答票 ・申請日の属する月の前々月までの24か月分の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し			日本年金機構 又は 年金事務所	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※2025年4月申請の場合は、2023年3月～2025年2月分が必要。 ※納付や換価の猶予を受けている場合で、社会保険料納入状況照会回答票にその旨の記載がないときは、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
14	納税証明書（その3）			税務署	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※該当税目 ①源泉所得税及び復興特別所得税 ②法人税 ③消費税及び地方消費税 ※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある税目についての納税証明書（その1）も必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から７か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類	様式番号又は発行機関	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄	
					○を記載	過去に提出した申請情報		
15	直近２年度分の法人住民税の納税証明書	市区町村	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去２年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合で、当該適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときは、当該適用に係る通知書の写しも必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有無
16	公的義務履行に関する説明書	参考様式第1-27号	△	※１２～１５のいずれについても滞納がない場合で、１２～１５の書類を省略するときは必要。	有	無		有無

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類			様式番号又は発行機関	提出の要否	留意事項	提出確認欄			官用欄		
							○を記載	過去に提出した申請情報				
1	①又は②のいずれか該当する書類が必要	①申請人が技能実習2号良好修了者（2年10か月以上）の場合	以下のいずれかの書類 ・農業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式第1-2号 ※評価調書のみ	△	※対象となる職種、作業については、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」の別表を参照。 ※所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合で、技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去1年以内に受けていないときは省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が受けられない場合は、申請前に地方出入国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
		②申請人が①に該当しない場合	1号農業技能測定試験の合格証明書の写し	－	△	※対象となる業務区分は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」の別表を参照。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
			以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習2号良好修了者（2年10か月以上）の場合は省略可であるが、技能実習2号良好修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
2	農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書			分野参考様式第11-3号	○		有	無			有	無

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類		様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄			
						○を 記載	過去に提出した申請情報				
3	①く⑤のいずれか該当する書類が必要	①派遣元について、農業又は農業に関連する業務を行っている場合	定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営農証明書、耕作証明書、農畜産物の出荷に係る伝票や納品書の写し、決算関係書類など農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		②派遣元について、地方公共団体等が資本金の過半数を出資している機関である場合	有価証券報告書、株主名簿の写しなど資本金の出資者を明らかにする書類	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※農業を行っている者などが資本金の過半数を出資している場合も必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		③派遣元について、地方公共団体の職員等が役員として在籍している場合	役員名簿など地方公共団体の職員等が役員として在籍していることが確認できる書類	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※農業を行っている者などが役員である場合も必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		④派遣元について、地方公共団体等が実質的に業務執行に関与している場合	業務方法書、組織体制図など実質的に業務執行に関与していることが確認できる書類	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※農業を行っている者などが実質的に業務執行に関与している場合も必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		⑤派遣元について、国家戦略特別区域法に規定する特定機関である場合	特定機関基準適合通知書の写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
派遣契約書の写し、巡回指導・監査の結果報告書の写しなど適正に外国人農業支援人材を派遣したことがあることが確認できる書類	－		△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無		
4	労働者派遣事業許可証の写し		－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無	
5	派遣計画書		参考様式第1-12号	○		有	無		有	無	
6	労働者派遣契約書の写し		－	○		有	無		有	無	
7	就業条件明示書の写し		参考様式第1-13号	○		有	無		有	無	
8	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）		協議会	○		有	無		有	無	
9	登録支援機関誓約書		分野参考様式第11-4号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無		有	無	

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から
7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類	様式番号又は発行機関	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					○を記載	過去に提出した申請情報	

以下派遣先に関する必要な書類

10	派遣先の概要書（農業分野）			参考様式 第1-14号	○		有	無		有	無
11	派遣先事業者誓約書			分野参考様式 第11-2号	○		有	無		有	無
12	① く ③ の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①労働保険の適用事業所で特定技能外国人を初めて受け入れる場合	労働保険料等納付証明書（未納なし証明）	労働局	○	※納付や換価の猶予を受けている場合は、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有	無		有	無
		②労働保険の適用事業所で特定技能外国人の受入れを継続している場合	以下のいずれかの書類 ・直近２年分の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し ・直近２年分の労働保険料等納入通知書の写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去２年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
			上記に対応する以下のいずれかの書類 ・領収証書の写し ・口座振替結果通知ハガキの写し ・労働保険料等口座振替結果のお知らせの写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去２年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		③労働保険の適用事業所ではない場合	□ （該当する場合はチェック）			※労働保険等に係る提出書類は不要。	有	無		有	無

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から 7 か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類		様式番号又は発行機関	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄	
						○を記載	過去に提出した申請情報		
13	①又は②のいずれか該当する書類が必要	①健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合	以下のいずれかの書類 ・社会保険料納入状況回答票 ・申請日の属する月の前々月までの 24 か月分の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し	日本年金機構 又は 年金事務所	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去 2 年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※ 2025 年 4 月申請の場合は、2023 年 3 月～2025 年 2 月分が必要。 ※納付や換価の猶予を受けている場合で、社会保険料納入状況照会回答票にその旨の記載がないときは、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有無
		②健康保険・厚生年金保険の適用事業所でない場合	以下のいずれかの書類 ・個人事業主のマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し ・個人事業主の資格確認書の写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去 2 年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有無
			直近 2 年度分の個人事業主の国民健康保険料（税）納付証明書	市区町村	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去 2 年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。 ※納付や換価の猶予を受けている場合で、国民健康保険料（税）納付証明書にその旨の記載がないときは、これらに係る通知書の写しも必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有無
			個人事業主の被保険者記録照会回答票	日本年金機構 又は 年金事務所	△	※申請日の属する月の前々月までの 24 か月分の個人事業主の国民年金保険料領収証書の写しを提出する場合は省略可。 ※受け入れている任意の外国人に係る過去 2 年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※基礎年金番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有無
			以下のいずれかの書類 ・個人事業主の被保険者記録照会（納付Ⅱ） ・申請日の属する月の前々月までの 24 か月分の個人事業主の国民年金保険料領収証書の写し	日本年金機構 又は 年金事務所	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去 2 年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※基礎年金番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。 ※ 2025 年 4 月申請の場合は、2023 年 3 月～2025 年 2 月分が必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有無

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から７か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類	様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
					○を 記載	過去に提出した申請情報			
14	個人事業主の納税証明書（その３）	税務署	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去２年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※該当税目 ①源泉所得税及び復興特別所得税 ②申告所得税及び復興特別所得税 ③消費税及び地方消費税 ④相続税 ⑤贈与税 ※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある税目についての納税証明書（その１）も必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
15	直近２年度分の個人事業主の個人住民税の納税証明書	市区町村	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去２年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合で、当該適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときは、当該適用に係る通知書の写しも必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
16	公的義務履行に関する説明書	参考様式 第1-27号	△	※１２～１５のいずれについても滞納がない場合で、１２～１５の書類を省略するときは必要。	有	無		有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
							○を 記載	過去に提出した申請情報			
1	① 又は ②の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習2号良好修 了者（2年10 か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・技能評価試験（専門級）の実 技試験の合格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、「特定の分野に係る特定技 能外国人受入れに関する運用要領-漁業分 野の基準について-」の別表を参照。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去1年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		②申請人が①に 該当しない場合	1号漁業技能測定試験の合格証 明書の写し	-	△	※対象となる業務区分は、「特定の分野 に係る特定技能外国人受入れに関する運 用要領-漁業分野の基準について-」の別 表を参照。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
			以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N4以上） の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	-	△	※職種・作業にかかわらず技能実習2号 良好修了者（2年10か月以上）の場 合は省略可であるが、技能実習2号良好 修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場 合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
2	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約 書（特定技能所属機関）			分野参考様式 第12-1号	○		有	無		有	無
3	① 又は ②の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①所属機関が許 可又は免許を受 けて漁業若しく は養殖業を営ん でいる場合	以下のいずれかの書類 ・許可証の写し ・免許の指令書の写し ・その他許可又は免許を受け漁 業又は養殖業を営んでいること が確認できる公的な書類の写し	-	△	※受け入れている任意の外国人に係る過 去の在留諸申請において提出済み（現在 もその内容に変更がなく、有効期限内 のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード 番号	有	無
		②所属機関が漁 業協同組合に所 属して漁業又は 養殖業を営んで いる場合	以下のいずれかの書類 ・当該組合の漁業権の内容たる 漁業又は養殖業を営むことを確 認できる当該組合が発行した書 類の写し ・その他当該組合に所属して漁 業又は養殖業を営んでいること が確認できる書類の写し	-	△	※受け入れている任意の外国人に係る過 去の在留諸申請において提出済み（現在 もその内容に変更がなく、有効期限内 のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード 番号	有	無
4	以下のいずれかの書類 ・漁船原簿謄本の写し ・漁船登録票の写し			-	△	※漁船を用いて漁業又は養殖業を営んで いる場合は必要。 ※受け入れている任意の外国人に係る過 去の在留諸申請において提出済み（現在 もその内容に変更がなく、有効期限内 のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード 番号	有	無
5	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機 関）			協議会	○		有	無		有	無

6	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）	分野参考様式第12-2号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無		有	無
---	------------------------------------	--------------	---	---	---	---	--	---	---

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄		
							○を 記載	過去に提出した申請情報				
1	① 又は ②の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習2号良好修 了者（2年10 か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・技能評価試験（専門級）の実 技試験の合格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、「特定の分野に係る特定技 能外国人受入れに関する運用要領-漁業分 野の基準について-」の別表を参照。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去1年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
		②申請人が①に 該当しない場合	1号漁業技能測定試験の合格証 明書の写し	－	△	※対象となる業務区分は、「特定の分野 に係る特定技能外国人受入れに関する運 用要領-漁業分野の基準について-」の別 表を参照。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
			以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N4以上） の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習2号 良好修了者（2年10か月以上）の場合 は省略可であるが、技能実習2号良好修 了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
2	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約 書（特定技能所属機関）			分野参考様式 第12-1号	○		有	無			有	無
3	① 又は ②の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①所属機関が許 可又は免許を受 けて漁業若しく は養殖業を営ん でいる場合	以下のいずれかの書類 ・許可証の写し ・免許の指令書の写し ・その他許可又は免許を受け漁 業又は養殖業を営んでいること が確認できる公的な書類の写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過 去の在留諸申請において提出済み（現在 もその内容に変更がなく、有効期限内の ものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード 番号	有	無	
		②所属機関が漁 業協同組合に所 属して漁業又は 養殖業を営んで いる場合	以下のいずれかの書類 ・当該組合の漁業権の内容たる 漁業又は養殖業を営むことを確 認できる当該組合が発行した書 類の写し ・その他当該組合に所属して漁 業又は養殖業を営んでいること が確認できる書類の写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過 去の在留諸申請において提出済み（現在 もその内容に変更がなく、有効期限内の ものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード 番号	有	無	

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類		様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄			
						○を 記載	過去に提出した申請情報				
4	以下のいずれかの書類 ・ 漁船原簿謄本の写し ・ 漁船登録票の写し		－	△	※漁船を用いて漁業又は養殖業を営んでいる場合は必要。 ※受け入れている任意の外国人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号又は在留カード番号	有	無	
5	① く ④ の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①派遣元について、漁業又は漁業に関連する業務を行っている場合	定款、登記事項証明書、有価証券報告書、決算関係書類など漁業又は漁業に関連する業務を行っていることが確認できる書類	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号又は在留カード番号	有	無
		②派遣元について、地方公共団体等が資本金の過半数を出資している機関である場合	有価証券報告書、株主名簿の写しなど資本金の出資者を明らかにする書類	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※漁業を行っている者などが資本金の過半数を出資している場合も必要。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号又は在留カード番号	有	無
		③派遣元について、地方公共団体の職員等が役員として在籍している場合	役員名簿など地方公共団体の職員等が役員として在籍していることが確認できる書類	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※漁業を行っている者などが役員である場合も必要。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号又は在留カード番号	有	無
		④派遣元について、地方公共団体等が実質的に業務執行に関与している場合	業務方法書、組織体制図など実質的に業務執行に関与していることが確認できる書類	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※漁業を行っている者などが実質的に業務執行に関与している場合も必要。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号又は在留カード番号	有	無
6	労働者派遣事業許可証の写し		－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・ 申請年月日 ・ 受付番号又は在留カード番号	有	無	
7	派遣計画書		参考様式 第1-12号	○		有	無		有	無	
8	労働者派遣契約書の写し		－	○		有	無		有	無	
9	就業条件明示書の写し		参考様式 第1-13号	○		有	無		有	無	
10	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）		協議会	○		有	無		有	無	
11	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）		分野参考様式 第12-2号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無		有	無	

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類	様式番号又は発行機関	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					○を記載	過去に提出した申請情報	

以下派遣先に関する必要な書類

12	派遣先の概要書（漁業分野）	参考様式第1-15号	○		有	無		有	無
13	①労働保険の適用事業所で特定技能外国人を初めて受け入れる場合	労働局	○	※納付や換価の猶予を受けている場合は、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有	無		有	無
	②労働保険の適用事業所で特定技能外国人の受入れを継続している場合	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
14	以下のいずれかの書類 ・社会保険料納入状況回答票 ・申請日の属する月の前々月までの24か月分の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し	日本年金機構又は年金事務所	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※2025年4月申請の場合は、2023年3月～2025年2月分が必要。 ※納付や換価の猶予を受けている場合で、社会保険料納入状況照会回答票にその旨の記載がないときは、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
15	納税証明書（その3）	税務署	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※該当税目 ①源泉所得税及び復興特別所得税 ②法人税 ③消費税及び地方消費税 ※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある税目についての納税証明書（その1）も必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
16	直近2年度分の法人住民税の納税証明書	市区町村	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合で、当該適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときは、当該適用に係る通知書の写しも必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から 7 か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類	様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
					○を 記載		過去に提出した申請情報		
17	公的義務履行に関する説明書	参考様式 第1-27号	△	※ 1 3 ～ 1 6 のいずれについても滞納がない場合で、1 3 ～ 1 6 の書類を省略するときは必要。	有	無		有	無

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄		
							○を 記載	過去に提出した申請情報				
1	① 又は ②の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習2号良好修 了者（2年10 か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・技能評価試験（専門級）の実 技試験の合格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、「特定の分野に係る特定技 能外国人受入れに関する運用要領-漁業分 野の基準について-」の別表を参照。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去1年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
		②申請人が①に 該当しない場合	1号漁業技能測定試験の合格証 明書の写し	－	△	※対象となる業務区分は、「特定の分野 に係る特定技能外国人受入れに関する運 用要領-漁業分野の基準について-」の別 表を参照。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
			以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N4以上） の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習2号 良好修了者（2年10か月以上）の場合 は省略可であるが、技能実習2号良好修 了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無	
2	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約 書（特定技能所属機関）			分野参考様式 第12-1号	○		有	無			有	無
3	① 又は ②の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①所属機関が許 可又は免許を受 けて漁業若しく は養殖業を営ん でいる場合	以下のいずれかの書類 ・許可証の写し ・免許の指令書の写し ・その他許可又は免許を受け漁 業又は養殖業を営んでいること が確認できる公的な書類の写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過 去の在留諸申請において提出済み（現在 もその内容に変更がなく、有効期限内の ものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード 番号	有	無	
		②所属機関が漁 業協同組合に所 属して漁業又は 養殖業を営んで いる場合	以下のいずれかの書類 ・当該組合の漁業権の内容たる 漁業又は養殖業を営むことを確 認できる当該組合が発行した書 類の写し ・その他当該組合に所属して漁 業又は養殖業を営んでいること が確認できる書類の写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過 去の在留諸申請において提出済み（現在 もその内容に変更がなく、有効期限内の ものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード 番号	有	無	

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類		様式番号又は発行機関	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄	
						○を記載	過去に提出した申請情報		
4	以下のいずれかの書類 ・漁船原簿謄本の写し ・漁船登録票の写し		－	△	※漁船を用いて漁業又は養殖業を営んでいる場合は必要。 ※受け入れている任意の外国人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無 ・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
5	① く ④ の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①派遣元について、漁業又は漁業に関連する業務を行っている場合	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無 ・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		②派遣元について、地方公共団体等が資本金の過半数を出資している機関である場合	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※漁業を行っている者などが資本金の過半数を出資している場合も必要。	有	無 ・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		③派遣元について、地方公共団体の職員等が役員として在籍している場合	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※漁業を行っている者などが役員である場合も必要。	有	無 ・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		④派遣元について、地方公共団体等が実質的に業務執行に関与している場合	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※漁業を行っている者などが実質的に業務執行に関与している場合も必要。	有	無 ・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
6	労働者派遣事業許可証の写し		－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無 ・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
7	派遣計画書		参考様式第1-12号	○		有	無	有	無
8	労働者派遣契約書の写し		－	○		有	無	有	無
9	就業条件明示書の写し		参考様式第1-13号	○		有	無	有	無
10	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）		協議会	○		有	無	有	無
11	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）		分野参考様式第12-2号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無	有	無

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から
7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類	様式番号又は発行機関	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					○を記載	過去に提出した申請情報	

以下派遣先に関する必要な書類

12	派遣先の概要書（漁業分野）			参考様式第1-15号	○		有	無		有	無
13	① ② ③ の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①労働保険の適用事業所で特定技能外国人を初めて受け入れる場合	労働保険料等納付証明書（未納なし証明）	労働局	○	※納付や換価の猶予を受けている場合は、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有	無		有	無
		②労働保険の適用事業所で特定技能外国人の受け入れを継続している場合	以下のいずれかの書類 ・直近２年分の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し ・直近２年分の労働保険料等納入通知書の写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去２年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
			上記に対応する以下のいずれかの書類 ・領収証書の写し ・口座振替結果通知ハガキの写し ・労働保険料等口座振替結果のお知らせの写し	－	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去２年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
		③労働保険の適用事業所ではない場合	□ （該当する場合はチェック）			※労働保険等に係る提出書類は不要。	有	無		有	無

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類		様式番号又は発行機関	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄	
						○を記載	過去に提出した申請情報		
14	①又は②のいずれか該当する書類が必要	①健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合	以下のいずれかの書類 ・社会保険料納入状況回答票 ・申請日の属する月の前々月までの24か月分の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し	日本年金機構 又は 年金事務所	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※2025年4月申請の場合は、2023年3月～2025年2月分が必要。 ※納付や換価の猶予を受けている場合で、社会保険料納入状況照会回答票にその旨の記載がないときは、納付の猶予許可通知書又は換価の猶予許可通知書の写しも必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有無
		②健康保険・厚生年金保険の適用事業所でない場合	以下のいずれかの書類 ・個人事業主のマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し ・個人事業主の資格確認書の写し	-	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有無
			直近2年度分の個人事業主の国民健康保険料（税）納付証明書	市区町村	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。 ※納付や換価の猶予を受けている場合で、国民健康保険料（税）納付証明書にその旨の記載がないときは、これらに係る通知書の写しも必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有無
			個人事業主の被保険者記録照会回答票	日本年金機構 又は 年金事務所	△	※申請日の属する月の前々月までの24か月分の個人事業主の国民年金保険料領収証書の写しを提出する場合は省略可。 ※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※基礎年金番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有無
			以下のいずれかの書類 ・個人事業主の被保険者記録照会（納付Ⅱ） ・申請日の属する月の前々月までの24か月分の個人事業主の国民年金保険料領収証書の写し	日本年金機構 又は 年金事務所	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去2年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※基礎年金番号をマスキング（黒塗り）したものが必要。 ※2025年4月申請の場合は、2023年3月～2025年2月分が必要。	有無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有無

※特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から７か月後以内に到来する場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。

番号	必要書類	様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
					○を 記載	過去に提出した申請情報			
15	個人事業主の納税証明書（その３）	税務署	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去２年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※該当税目 ①源泉所得税及び復興特別所得税 ②申告所得税及び復興特別所得税 ③消費税及び地方消費税 ④相続税 ⑤贈与税 ※納税の猶予又は納付受託の適用を受けている場合は、当該適用がある旨の記載がある納税証明書及び未納がある税目についての納税証明書（その１）も必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
16	直近２年度分の個人事業主の個人住民税の納税証明書	市区町村	△	※受け入れている任意の外国人に係る過去２年以内の在留諸申請において提出済み（現在も労働保険料等、社会保険料、税のいずれについても滞納がない場合に限る。）の場合は省略可。 ※納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合で、当該適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときは、当該適用に係る通知書の写しも必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
17	公的義務履行に関する説明書	参考様式 第1-27号	△	※１３～１６のいずれについても滞納がない場合で、１３～１６の書類を省略するときは必要。	有	無		有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○を 記載	過去に提出した申請情報			
1	① 又は ②の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習 2 号良好修 了者（2 年 1 0 か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・技能実習評価試験（専門級） の実技試験の合格証明書の写し ・技能検定 3 級の実技試験の合 格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、「特定の分野に係る特定技 能外国人受入れに関する運用要領-飲食料 品製造業分野の基準について-」の別表を 参照。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去 1 年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		②申請人が①に 該当しない場合	・ 飲食料品製造業特定技能 1 号 技能測定試験の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
			以下のいずれかの書類 ・ 日本語能力試験（N 4 以上） の合格証明書の写し ・ 国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習 2 号 良好修了者（2 年 1 0 か月以上）の場合 は省略可であるが、技能実習 2 号良好修 了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
2	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに 関する誓約書（特定技能所属機関）			分野参考様式 第13-1号	○		有	無		有	無
3	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機 関）			協議会	○		有	無		有	無
4	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに 関する誓約書（登録支援機関）			分野参考様式 第13-2号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託する場合は 必要。	有	無		有	無
5	協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）			協議会	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人 支援計画の実施の全部を委託する場合は 必要。	有	無		有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
							○を 記載	過去に提出した申請情報			
1	①又は②のいずれか該当する書類が必要	①申請人が技能実習２号良好修了者（２年１０か月以上）の場合	以下のいずれかの書類 ・医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式第1-2号 ※評価調書のみ	△	※試験免除の対象となる技能実習の職種、作業は、医療・福祉施設給食製造職種、医療・福祉施設給食製造作業。 ※所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合で、技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去１年以内に受けていないときは省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が受けられない場合は、申請前に地方出入国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		②申請人が①に該当しない場合	外食業特定技能１号技能測定試験の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
			以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N４以上）の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習２号良好修了者（２年１０か月以上）の場合は省略可であるが、技能実習２号良好修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
2	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）			分野参考様式第14-1号	○		有	無		有	無
3	旅館業法の旅館・ホテル営業の営業許可証の写し			－	△	※旅館・ホテルで業務に従事する場合は必要。 ※受け入れている任意の外国人に係る過去３年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可証の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）、名宛人が異なることに関する理由書及び特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における宿泊業に関する契約書の写し等が必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無
4	風営法の風俗営業の営業許可証の写し			－	△	※旅館・ホテルで業務に従事する場合は必要。 ※受け入れている任意の外国人に係る過去３年以内の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可証の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）、名宛人が異なることに関する理由書及び特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における宿泊業に関する契約書の写し等が必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	有	無

5	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）	協議会	○		有	無		有	無
6	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）	分野参考様式第14-2号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無		有	無
7	協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）	協議会	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。	有	無		有	無

番号	必要書類	様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
					○を 記載		過去に提出した申請情報		
1	林業技能測定試験の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
2	以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N４以上）の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習２号良好修了者（２年１０か月以上）の場合は省略可であるが、技能実習２号良好修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
3	林業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）	分野参考様式第17-1号	○		有	無		有	無
4	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）	協議会	○		有	無		有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○を 記載	過去に提出した申請情報			
1	① 又は ② の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習２号良好修 了者（２年１０ か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・木材加工技能実習評価試験 （専門級）の実技試験の合格証 明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、木材加工職種、機械製材作 業。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去１年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		②申請人が①に 該当しない場合	・木材産業特定技能１号測定試 験の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
			以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（Ｎ４以上） の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習２号 良好修了者（２年１０か月以上）の場合 は省略可であるが、技能実習２号良好修 了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
2	木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する 誓約書（特定技能所属機関）			分野参考様式 第18-1号	○		有	無		有	無
3	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機 関）			協議会	○		有	無		有	無

番号	必要書類			様式番号又は 発行機関	提出の 要否	留意事項	提出確認欄			官用欄	
							○を 記載	過去に提出した申請情報			
1	① 又は ② の い ず れ か 該 当 す る 書 類 が 必 要	①申請人が技能 実習２号良好修 了者（２年１０ か月以上）の場 合	以下のいずれかの書類 ・リネンサプライ技能実習評価 試験（専門級）の実技試験の合 格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書の み	△	※試験免除の対象となる技能実習の職 種、作業は、クリーニング職種、リネン サプライ仕上げ作業。 ※所属機関が申請人を技能実習生として 受け入れたことがある場合で、技能実習 法の「改善命令」や旧制度の「改善指 導」を過去１年以内に受けていないとき は省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が 受けられない場合は、申請前に地方出入 国在留管理局に要相談。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
		②申請人が①に 該当しない場合	リネンサプライ分野特定技能１ 号評価試験の合格証明書の写し	－	△	※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
			以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（Ｎ４以上） の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テス トの判定結果通知書の写し	－	△	※職種・作業にかかわらず技能実習２号 良好修了者（２年１０か月以上）の場合 は省略可であるが、技能実習２号良好修 了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請におい て提出済み（現在もその内容に変更がな く、有効期限内のものに限る。）の場合 は省略可。	有	無	・申請年月日 ・受付番号	有	無
2	リネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに 関する誓約書			分野参考様式 第19-1号	○		有	無		有	無
3	以下のいずれかの書類 ・一般社団法人日本リネンサプライ協会が運用するリネ ンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準 に適合する旨の認定を受けていることを証する文書の写し ・一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する寝具 類洗濯業務に関する基準に適合する旨の認定を受けてい ることを証する文書の写し			－	△	※当該認定を受けていることが記載され た「リネンサプライ分野特定技能協議会 構成員資格証明書」（当該登録の有効期 限内のものに限る。）を提出している場 合は省略可。 ※受け入れている任意の外国人に係る過 去３年以内の在留諸申請において提出済 み（現在もその内容に変更がなく、有効 期限内のものに限る。）の場合は省略 可。 ※申請人が従事することとなる事業所に 係るのが必要。	有	無	・申請年月日 ・受付番号又は在留カード 番号	有	無
4	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機 関）			協議会	○		有	無		有	無